

公益財団法人交流協会と亜東関係協会との  
日台産業協力架け橋プロジェクトの  
協力強化に関する覚書

公益財団法人交流協会と亜東関係協会（以下「双方」という。）は、日台の産業協力を推進するための日台産業協力架け橋プロジェクト（以下「日台架け橋プロジェクト」という。）に関連し、次の項目について協力を強化するよう努めることにつき共通認識に達した。

1. 双方は、日台間の経済交流を促進するため、貿易・経済に関する広範な分野において、情報・意見交換を更に強化し、より一層の協力関係を構築していくために努力する。
2. 双方は、上記の目的を達成するため、日台架け橋プロジェクトを重点的に促進することに努力する。
3. 双方は、相互互惠、効果的かつ実務的及び柔軟かつ迅速という原則の下、互いの企業利益と市場メカニズムを尊重し、日台架け橋プロジェクトを促進するため、定期的に会合を開催し、プロジェクトの具体化について意見交換を行うことに努力する。
4. 双方は、日台架け橋プロジェクトを促進するに当たり、中小企業及び日台の地方プロジェクトの協力関係を強化することに重点を置くことに努める。



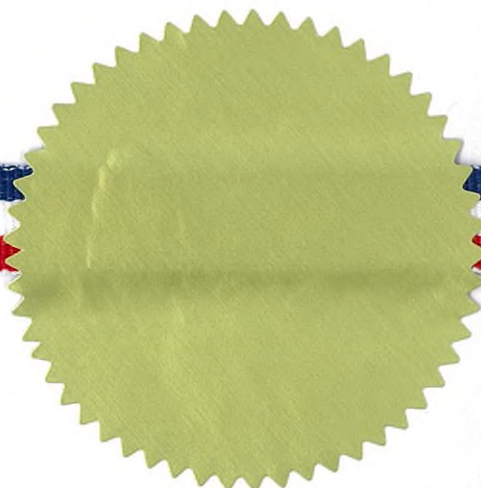
5. 双方は、日台架け橋プロジェクトを促進するに当たり、製造分野だけでなくサービス分野等幅広い産業分野にわたり協力関係を強化することに重点を置くことに努める。
6. 本覚書は、双方の署名の日から開始する。
7. いずれか一方の協会が他方の協会に対し、少なくとも3か月の予告をもって協力を終了させる意志を書面により通告しない限り継続させる。
8. 本覚書の範囲は本文と添付の補足文書を含み、等しく価値を有する日本語及び中国語により各2部作成し、双方の代表は2012年11月29日、台北においてこれに署名した。

公益財団法人交流協会会長

亜東関係協会会長

大橋 光夫

廖 了以



公益財団法人交流協会と亜東関係協会との  
日台産業協力架け橋プロジェクトの  
協力強化に関する覚書に関する補足文書

公益財団法人交流協会と亜東関係協会（以下「双方」という。）は、日台産業協力架け橋プロジェクトを促進するに当たり、次の項目について認識を共有した。

1. 双方は、日台産業協力架け橋プロジェクトに関するプロジェクト認定に当たって協議を行う。プロジェクト認定に当たっては以下の項目について配慮する。
  - （1）企業間等で進めることが可能なプロジェクトは、企業間等で進めることとする。
  - （2）双方の関係当局からの支援を必要とするプロジェクトを優先する。
  
2. 双方は、日台産業協力架け橋プロジェクトの各プロジェクトのフォローアップを行うこととし、貿易経済会議等の場で報告する。